

三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」

～ご自身や大切な人を守るために～

本県においては、7月下旬以降、感染者数が増加、過去最多を更新し、第5波といえる状況にあります。感染者の増加にあわせ、病床占有率も増加し、8月5日時点で40.8%となっています。一方で、関係機関のご協力により病床確保やワクチン接種が進み、第4波の際のように、感染拡大の初期から重症者が増加し、重症者用病床占有率が急激に増加する状況にはいたっていませんが、このまま感染拡大が続くと、病床占有率がさらに上昇し、一般医療や救急医療体制との両立が困難となることが懸念されます。

また、感染力が強いといわれるデルタ株を含む L452R 変異株が7月下旬以降急激に増加、8月4日時点では検査したもののうち、72.9%が L452R 変異株に陽性となり、アルファ株からの置き換わりが進んでいると考えられます。

全国状況をみると、8月5日には感染者数が1万5千人を超え、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象地域は19都道府県に広がるなど、これまでにない感染拡大となっています。

こうした厳しい状況の中、夏季休業やお盆など人の移動が多い時期を迎えるとともに、生活文化圏を共有する愛知県においてまん延防止等重点措置が適用され、面的・広域的に対応する観点からも、県民の皆様と警戒感を共有し、集中的に取り組むため、「三重県新型コロナウイルス緊急警戒宣言」を発出いたします。

県としてもこれ以上の感染拡大を防ぐため、しっかりと対策に取り組んでまいります。県民の皆様におかれましても、これまでも「三重県指針」ver.12において対策をとっていただいていたところではありますが、これまでの経験をふまえ、今、必要と考えられる対策を重点的な5つに絞り、重ねてお願いをさせていただきますので、一緒に取り組んでいただきますようお願いいたします。

「三重県緊急警戒宣言」を契機に、改めて対策に取り組んでいただくことで、感染を抑え込んでいきたいと考えています。

しかし、このまま感染拡大が続く、モニタリング指標において更に警戒すべきステージとなった場合には、人流を抑制し、何としても感染拡大を阻止するため、対象地域などを検討のうえ、飲食店への営業時間短縮要請など厳しい措置を躊躇なく実行してまいります。

そうした事態を招かず、第5波を小さく、短くするためにも引き続き一緒に取り組んでいただくようお願いいたします。

令和3年8月6日

三重県知事 鈴木 英敬

I 県民の皆様と一緒に取り組んでいただきたいお願い

以下について、県民の皆様、事業者の皆様に、

令和3年8月6日(金)から8月31日(火)まで

を期間とし、お願いさせていただきます。

1. 県境を越える往来は避けて

・県境を越える移動は、生活の維持に必要な場合を除き、避けてください。**強化**

【特措法¹第24条第9項に基づく協力要請】

・県外への通勤・通学や出張などについても、可能な限り在宅勤務(テレワーク)やオンライン会議などにより、往来の機会の低減をお願いします。

・帰省や仕事などで、やむを得ず移動される場合は、移動の前から感染防止対策を徹底いただき、体調が悪い場合は移動を避けてください。

2. 大人数や長時間の飲食は避けて

・会食の場面では感染拡大のリスクが高まります。バーベキューやキャンプなど、屋外であっても、大人数・長時間の飲食は避けてください。**強化** 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

・普段一緒にいない人と飲食する場合は、会話の際にはマスクを着用してください。

3. 家庭内・職場内に「持ち込まない」、体調が悪い時には「広げない」

・普段から感染防止対策を徹底するとともに、少しでも体調に異変を感じた場合は、出勤や通学などの外出や人との接触を避け、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなどの対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。

4. 事業者の皆様へ

・事業者の皆様は、食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面、寮における共同生活など勤務時間外や、夏季休業中の過ごし方なども含め、従業員に対し、感染防止対策について周知徹底してください。 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

・小規模な福祉施設や通所事業所等においては、改めて感染防止対策を徹底いただき、「持ち込まない」「広げない」ための対策をお願いいたします。**強化**

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

・飲食店の皆様は、感染防止対策の認証制度である みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしん みえリア」の積極的な活用をお願いいたします。

5. 基本的な感染防止対策を改めて徹底

・感染を広げないために、密になる場面は回避するとともに、マスク着用、手指消毒など、基本的な感染防止対策を改めて徹底してください。

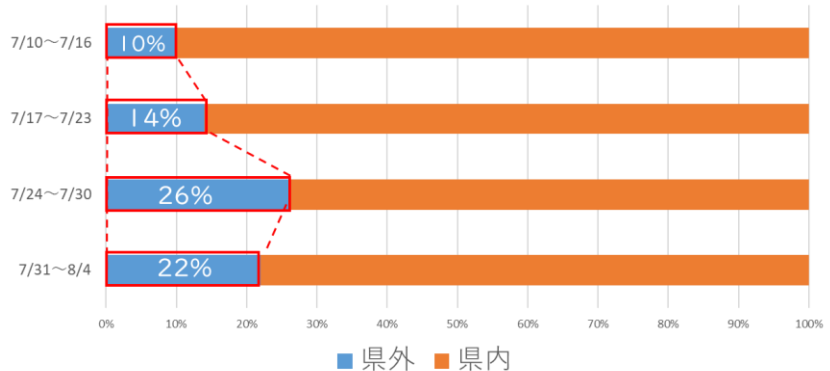
¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法

※以下、【事例と傾向】は、実際に感染された方のエピソードの概要や傾向を紹介しています。
類似のエピソードによる個人への非難や誹謗中傷は絶対にしないでください。

1. 県境を越える往来は避けて

≪県内の感染状況≫

・直近において感染された方のうち、県外が感染経路であると考えられる方の割合は22%となっており、県外に由来する感染が増加しています。



【事例と傾向】

- ・県外の飲食店への時短要請がなされているエリアで知人と会食。マスクなしで長時間会話し、後日ご自身と家族全員が感染したという事例があります。
- ・愛知県や大阪府など、感染状況が悪化している地域を訪問された後、発症し、家族や知人、職場などに感染が広がったという事例があります。

≪県からのお願い≫

- ・全国的に感染が拡大しています。県境を越える移動は、生活の維持に必要な場合を除き、避けてください。**強化** 【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
- ・県外への通勤・通学についても、可能な限り在宅(テレワーク)などにより、往来の機会の低減をお願いします。
- ・出張などでも、オンライン会議などに代えられないか、時期をずらせないかなどを検討してください。

【事例と傾向】

- ・体調に異変があったものの「ただの風邪」だと思い、まん延防止等重点措置区域となっている県から帰省し、その後ご自身と家族全員が感染したという事例があります。

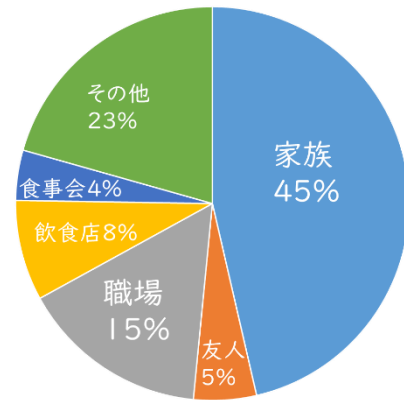
≪県からのお願い≫

- ・帰省など、どうしてもこの時期しかまとまった休みがとれない、という事情や、工作上どうしても現地に行かなければならない、ということもあるかもしれません。やむを得ず移動される場合は、移動の前から感染防止対策を徹底いただき、移動先でも感染防止対策を徹底してください。また、体調が悪い場合は移動を避けてください。

2. 大人数や長時間の飲食は避けて

《県内の感染状況》

- ・直近における感染経路をみると家族での感染が45%と多く、職場や飲食店・食事会における感染もみられます。



【事例と傾向】

- ・友人複数名でバーベキューし、屋外である安心感からマスクなしで長時間会食・会話し、後日バーベキューの参加者が全員感染、参加者の家族や職場でも感染が広がったという事例があります。

《県からのお願い》

- ・会食の場面では感染拡大のリスクが高まります。バーベキューやキャンプなど、屋外であっても、大人数・長時間の飲食は避けてください。**強化**

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

【事例と傾向】

- ・店舗や家庭、友人同士での食事を問わず、複数人の会食の場面で、ついマスクなしで長時間会話してしまい、同席者の大部分が感染したという事例があります。

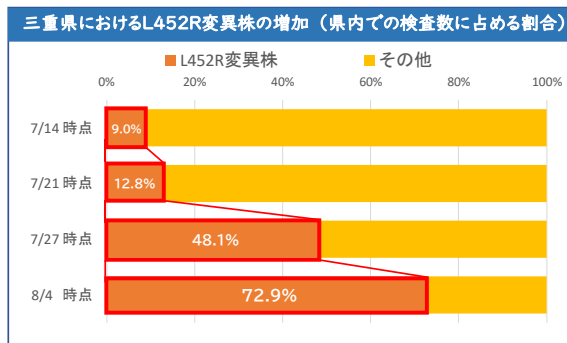
《県からのお願い》

- ・普段一緒にいない人と会食する時は、会話の時にはマスクを着用してください。
- ・感染防止対策が徹底されたお店をご利用ください。なお、みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしん みえリア」認証店は感染防止対策が徹底されていることを確認しています。積極的にご活用ください。

3. 家庭内・職場内に「持ち込まない」、体調が悪い時には「広げない」

◀県内の感染状況▶

- ・直近(7/26~8/4公表分)の検査では、デルタ株を含むL452R変異株の陽性率は72.9%となっており、L452R変異株への置き換わりが進んでいると考えられます。



【事例と傾向】

- ・症状が出た後も「ただの風邪」だと思い、出勤や外出をされ、その後、職場や訪問先で感染が広がったという事例があります。
- ・特にL452R変異株（デルタ株など）は感染力が強いといわれており、L452R変異株の事例では、家族や職場同僚に拡大する事例が多く見られます。

◀県からのお願い▶

- ・家庭や職場に「持ち込まない」、大切な人に「広げない」ため、普段から感染防止対策を徹底するとともに、体調に異変を感じた場合は、出勤や通学などの外出や人との接触を避け、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。

4. 事業者の皆様へ

(1) 事業所等での感染防止対策

【事例と傾向】

- ・これまでにクラスターが発生した企業の現場で社内の執務環境や従業員同士の接触状況などを確認させていただく中で、「執務環境スペース」（工場のライン、事務職の方の事務室など）の感染防止対策はなされているものの、いわゆる「共用スペース」（従業員用の食堂、休憩スペース、喫煙スペースなど）の対策が十分にとれていなかったケースが多く見られます。
- ①社員食堂は、席を間引いて間仕切りを設置しているものの、隣や後ろの席との間隔が狭かった。
 - ②休憩室が狭く、利用人数が多いため満席。気の緩みからマスクなしで会話することも。
 - ③送迎バスで満席。車内では近い距離で会話していた。

◀県からのお願い▶

- ・食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面、寮における共同生活など勤務時間外や、夏季休業中の過ごし方なども含め、従業員に対し、感染防止対策について周知・徹底をお願いします。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

【事例と傾向】

- ・自動車に長時間同乗し、同乗者が感染するなど、換気の悪い車内で会話することで感染が広がる事例が見られます。

《県からのお願い》

- ・狭い車内での会話は距離が近く、換気も不十分になりがちです。車内など狭い空間ではこまめに換気を行い、会話の際にはマスク着用を徹底してください。

【事例と傾向】

- ・小規模な福祉事業者や通所事業所等において、職員や利用者の方に感染が広がり、クラスターとなる事例がみられます。

《県からのお願い》

- ・小規模な福祉施設や通所事業所等においては、改めて感染防止対策を徹底いただき、「持ち込まない」「広げない」ための対策をお願いいたします。**強化**

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

(2) 飲食店の皆様へ

《県からのお願い》

- ・これまでの事例でも見られるように、会食の場での感染も多く見られます。飲食店の皆様は、業種別ガイドラインを遵守し感染防止対策を徹底してください。

感染防止対策の充実のために、お客様の安心を確保するために、感染防止対策の認証制度であるみえ安心おもてなし施設認証制度「あんしん みえリア」の積極的な活用をお願いします。また、県の接触確認システムである「安心みえる LINE」の活用促進をお願いします。

5. 基本的な感染防止対策を改めて徹底

《県からのお願い》

- ・感染を広げないために、密閉、密集、密接の重なる「三つの『密』」の場面だけでなく、密閉空間・密集場所・密接場面のいずれか1つでも当てはまる場面は回避するなど、リスクが高まる場面を意識し、そうした場면을避ける、避けられない場合は、マスク着用、手指消毒など、改めて感染防止対策を徹底してください。
- ・ワクチン接種については高齢者接種に続き、若い世代の皆様への接種の機会も広がっていますので、ご自身や大切な方を守るためにも、希望される方はワクチン接種の機会を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。なお、既にワクチン接種を完了された方も、感染リスクがゼロとなったわけではなく、他の方に感染を広げる恐れもあることから、引き続き感染防止対策をお願いします。

Ⅱ 三重県が実施する対策

1 医療提供体制等

入院医療、宿泊療養、自宅療養を常時併用することで、医療機関の負荷を軽減するとともに、後方支援体制を確保することで、病床の効率的な活用を促進し、必要な方が確実に入院できる体制を維持していきます。

(1) 患者受け入れ病床の確保

- ・重症患者、中等症患者、重症化リスクの高い患者が確実に入院できるよう、436床の病床を確保しています。なお、患者急増時の緊急事態に備え、追加的な病床の確保を検討します。
- ・新型コロナウイルス感染症の回復患者については、現時点で、後方支援病院は34病院、介護老人保健施設は三重県老人保健施設協会の協力のもと、42施設において受入可能としています。

(2) 宿泊療養施設のさらなる活用

- ・宿泊療養施設については、現在240室で運用しています。
- ・発熱に関する基準の見直しなどさらなる入所基準の緩和を行い、宿泊療養施設のより一層の活用を図ることで、医療機関の負担を軽減し、病床の効率的な活用を促進します。

(3) 入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ

- ・パルスオキシメーターの貸与、食事や衛生用品など生活物資の配送、医師・看護師等の助言を受けることができる相談窓口の設置など、入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ体制を確保するとともに、必要な資機材の追加調達など入院調整中患者・自宅療養者の急増時に備えた取組を進めます。

(4) 保健所機能の充実

- ・患者急増に備え、保健所機能の維持・強化のため、調整業務等を行う支援職員の増員や保健所間での相互支援の実施、外部委託の活用などさらなる充実を図っていきます。

2 ワクチン接種体制の整備

- ・医療従事者等への接種について、当初予定されていた方への接種は6月15日に完了しました。
- ・高齢者を対象とした住民接種について、当初予定していた7月末までに完了するという目標は達成できました。
- ・接種当日のキャンセル等によりワクチンの余剰が発生した場合や高齢者に次ぐ優先接種等の取り扱いについて、三重県独自の方針を策定しました。

- ・ワクチン接種を希望する全ての県民の方の接種が円滑に進むよう、引き続き、市町や関係機関等と緊密に連携し、ワクチン接種の推進に取り組みます。
- ・外国人住民が円滑にワクチン接種を受けられるよう、「みえ外国人コロナワクチン相談ダイヤル」を拡充し、多言語による予約支援や相談体制を強化します。
- ・県民の皆さんが安心してワクチンを接種できるよう、新たに副反応に関する質問や相談に24時間多言語で対応する相談窓口を開設しました。
- ・職域接種については、国からの供給状況にあわせて接種を進められるよう引き続き支援していきます。

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」

電話 059-224-2825 午前9時～午後9時

電話 050-3185-7947 午後9時～翌午前9時（A I 音声技術で対応）

「みえ外国人コロナワクチン相談ダイヤル」（多言語対応）

電話 080-3123-9173 午前9時～午後5時（月曜～金曜、日曜）

「新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口」（多言語対応）

電話 059-224-3326 24時間対応（夜間、土曜日、日曜日、祝日含む）

3 まん延防止

（1）検査体制の強化

- ・従来型に比べて感染力が強いとされる変異株による感染拡大を防ぐため、接触機会等の感染経路の特定に至るまでであっても、感染者が発生した集団等との関連性が疑われる他の集団等に対して、早期に戦略的かつ機動的に検査できるよう体制を強化しました。
- ・外国人労働者を雇用する一部の事業所では、社員寮などでの共同生活や職場との送迎バスの場面など、構造的に感染につながりやすい環境が見受けられるため、感染者の早期発見や事業所における感染拡大の防止につなげていくよう、外国人労働者を雇用する県内事業所へ抗原定性検査キットを配備しています。申込期間を延長して事業所に対して再案内し、また、三重労働局と連携した働きかけを行うなど、事業所における抗原定性検査キットの活用を進めていきます。
- ・重症化リスクのある方が多数いる場所・集団（医療機関・高齢者施設等）における感染者の早期発見と感染拡大防止のため、厚生労働省が抗原定性検査キットを配布する取組について、施設への配布が円滑に進むよう配布先の集約を行っていますが、感染の拡大状況を踏まえ、これまで希望がなかった施設にも配布できるよう市町や団体と連携して再周知するなど、更なる活用の促進を図ります。

（2）社会的検査の実施

- ・集団感染等のリスクが高い高齢者施設や障がい者施設を対象とした社会的検査を、5月に重点措置区域とされた7市5町及び津市において、8月末まで実施するこ

ととしてきましたが、感染の拡大状況等を踏まえ、9月以降の延長に向けて新たに対象とする地域や施設種別等の整理を行い、できる限り早期に実施していきます。

(3) クラスタ発生時の早期介入

- ・クラスタの発生場所が多様化しており、感染力が強いとされる変異株による感染が含まれる事例もみられることから、感染状況をモニタリングし、早期探知によるクラスタの封じ込め対策を実施します。
- ・引き続き、保健所や厚生労働省クラスタ対策班と連携した封じ込め対策の立案や感染経路の解明を進めます。
- ・施設内でクラスタが発生した場合の対応事例を知り、適切な感染対策について施設職員等が学ぶため、医療機関・高齢者施設・障がい者施設向けの感染防止対策の研修会を4月から6月に開催しました。また、企業内でもクラスタが発生していることから、8月及び9月には事業所向けセミナー等の場を活用して、感染防止対策の共有を図ります。
- ・小規模な福祉施設や通所事業所等でのクラスタ発生を踏まえ、市町や関係団体等と連携し、改めて感染防止対策の徹底に係る注意喚起を行うとともに、研修会の動画配信や抗原定性検査キットの積極的な活用を促進します。

(4) 変異株スクリーニング検査

- ・変異株に的確に対応するため、県保健環境研究所において、陽性を確認した検体すべてについて、より感染力が強いと懸念されているデルタ株等（インドで最初に検出された変異株）を含む変異株の検査を実施しています。
- ・県保健環境研究所において変異株のゲノム解析を行えるよう、国立感染症研究所から貸与される解析機器（次世代シーケンサー）に加え、新たにより高い精度で解析可能な解析機器（次世代シーケンサー）を導入するなど、解析体制の強化に取り組みます。

(5) 事業所への周知徹底

- ・県内の事業所への感染防止対策の周知について、三重労働局や経済団体等と連携・情報共有して実施しています。
- ・夏休みやお盆の期間は人の移動が多くなることを踏まえ、事業所が夏季休業に入る前に、労働局と連携して外国人を多数雇用している事業所19社に対して訪問等を行い、改めて外国人労働者に基本的な感染防止対策の徹底やワクチン接種に関する情報提供などをしていただくよう周知の依頼をしました。
- ・外国人労働者を雇用している事業所を対象とした受入支援セミナーにおいて、従業員に対して、マスクの着用や手指消毒の徹底など、基本的な感染防止対策の周知を呼びかけました。今後もセミナーや相談会等の開催を予定しており、継続し

て周知を行っていきます。

(6) 外国人住民への周知・啓発及び多言語支援

- ・言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしっかりと伝わるよう、多文化共生に関わる県内 12 の市民団体にホームページや SNS での情報発信を依頼するほか、市町と情報共有を図り注意喚起に取り組んでいます。引き続き市民団体等と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して啓発を実施します。
- ・「みえ外国人コロナワクチン相談ダイアル」の周知を図るため、外国人が集住する地域において周知チラシのポスティングを実施するとともに、外国人住民向け民間ポータルサイトにおいて広報を行います。
- ・感染者発生時には迅速に通訳派遣を行うなど、感染者の不安解消や感染拡大防止に多言語で対応します。

(7) 学校における部活動や課外活動に係る感染対策

- ・スポーツや飲食の場面における感染が発生していることから、学校においても、夏季休業中の部活動や課外活動において、身体接触を伴う活動や大きな発声、激しい呼気を伴う活動などについて、感染対策を特に徹底するとともに、登下校や着替え、食事など場面の切り替わりにおける感染対策についても、県立学校・市町等教育委員会及び私立高等学校等を通じ注意喚起を徹底します。

(8) 地域のスポーツ活動における感染対策

- ・スポーツ少年団など、複数の学校から児童生徒が参加するような地域スポーツの場면을きっかけとして感染が拡大しないよう、スポーツ少年団事業を統括する県スポーツ協会や市町地域スポーツ担当課を通じて、改めて注意喚起を徹底します。

(9) 感染防止対策の徹底の呼びかけ

- ・お盆など夏休み期間中、外出する機会が増えること、また若い世代での感染が増えていることから、若い世代に向けた注意喚起を重点的に道の駅、サービスエリア、海岸等で実施します。
- ・引き続き、多くの人が集まり、飲食も想定される海岸や河川敷、県営都市公園に注意喚起看板（日本語、スペイン語、ポルトガル語）を設置しています。また、人が集中する期間には、御殿場海岸や香良洲地区海岸、銚子川等で、広報車や海水浴場等の放送施設も活用し、市町と連携して感染防止対策の呼びかけを行います。呼びかけの実施日は、8月の3連休（8月7日から9日まで）及びお盆期間中の土日（8月14日、15日）を予定しています。
- ・警察においては、県からの協力要請に基づき、路上、公園等における集団での飲酒やバーベキュー等の感染リスクが高い行動を確認した際に声掛けを行います。
- ・県民の方からいただいた提案を事業化する「みんなつく予算」により、若年層をタ

ーゲットにした動画を作成し、感染防止対策やワクチン接種を呼びかけていきます。

(10) 広報の強化

- ・三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」における要請内容等について、県民、事業者の皆様と一緒に取り組んでいくため、様々な媒体を活用し周知啓発します。
 - ・新聞、テレビ、ラジオにおける広告等
 - ・道路情報板への掲載
 - ・県政だより、フリーペーパーへの掲載
 - ・ホームページ、SNSの活用

4 事業者支援

県では、令和2年度2月補正予算、令和3年度当初予算、5月補正予算、6月補正予算及び8月補正予算等により、資金繰り支援などの中小企業・小規模事業者支援や雇用対策の取組を進めています。

さらに次の対策を講じて、県内の中小企業・小規模事業者等に寄り添った支援に取り組んでいきます。

(1) みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしん みえリア」の推進

- ・県民の皆様が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度『あんしん みえリア』を創設し、5月11日に運用を開始しました。また、6月10日から、申請のあった飲食店等への現地確認を開始し、認証店舗数は7月末で318店舗となりました。
- ・8月2日から開設した専用ホームページでは各認証店舗の感染防止対策を紹介しており、市町別や料理のジャンル別に認証店舗を検索いただくことが可能です。県民の皆様が安心して飲食店を利用できるよう、制度の周知を図るとともに、申請があった飲食店が速やかに認証を取得できるよう、引き続き、認証事務の迅速化に取り組めます。
- ・県内の観光地を安心して訪れることができる環境整備を促進するため、県内観光関連事業者等を対象に、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度を創設し、6月30日から運用を開始しました。申請件数は8月4日時点で399件であり、順次、現地確認を実施しています。

(2) 営業時間短縮要請等の影響に対する支援等

- ・4月26日から6月20日まで（四日市市の飲食店については6月30日まで）、結婚式場を含め飲食店への営業時間短縮要請に全面的に協力していただいた事業者を対象に時短要請協力金を支給することとし、8月6日まで申請受付を行い、現在、支給事務の迅速化に努めています。

※飲食店時短要請協力金の支給状況（令和3年8月5日現在）

- 第1期（4/26～5/11）申請5,749件、支給決定5,564件（決定済率96.8%）
- 第2期（5/9～5/31）申請5,749件、支給決定4,453件（決定済率77.5%）
- 第3期（6/1～6/20）申請5,500件、支給決定862件（8/6申請締切）

- ・今後、上記各3期の飲食店時短要請協力金について、適正に時短要請に協力したにもかかわらず、各受付期間内に申請が行えなかった事業者を対象に申請を受け付ける特例受付を8月10日から開始します。
- ・申請にかかる事業者からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置しています。

「三重県飲食店時短要請協力金相談窓口」

電話 059-224-2247 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

- ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等に伴う、飲食店の休業・時短営業、酒類提供自粛、カラオケ利用自粛の影響を受け、各月の売上が30%以上50%未満まで減少した（一部を除く）飲食店取引事業者等（※）を対象として支援金を支給することとし、現在、6月分の申請を8月31日まで受付しています。

※ 飲食店取引事業者等とは

- ① 県内の飲食店取引事業者
- ② タクシー事業者・自動車運転代行業者
- ③ 県の時短要請の対象とならない、カラオケボックス等カラオケ店・酒類の提供を取りやめた飲食店事業者・結婚式場

- ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業による影響を受け、各月の売上が30%以上50%未満まで減少し厳しい状況が続いている県内の酒類販売事業者等に対して支援金を支給することとし、現在、6月分の申請を8月31日まで受付しています。
- ・さらに、5月、6月分については、国の月次支援金の給付決定を受けている酒類販売事業者等に対し、売上減少率が50%以上の場合、中小法人等は20万円、個人事業者等は10万円を、売上減少率が70%以上の場合、それぞれ40万円、20万円を県独自で上乗せ支給することとし、申請を9月30日まで受付しています。また、飲食店取引事業者等への支援も含め相談窓口を設置しています。

「三重県飲食店取引事業者等支援金・三重県酒類販売事業者等支援金相談窓口」

電話番号 059 - 224-2838 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

- ・まん延防止等重点措置区域の指定などにより旅行者が減少していることに伴い、売上が30%以上減少した県内宿泊事業者、観光施設、土産物店、体験事業者に対して支援金を支給しています。6月21日から8月31日まで申請を受け付けており、8月4日時点で252件の申請を受け付け、166件支給済みです。
- ・雇用調整助成金の特例措置について、5月以降は特例の内容が縮減されてきましたが、12月までは、特に業況の厳しい企業への配慮として助成率の維持が予定されていることや、最低賃金の引き上げを行った事業所には休業規模要件が撤廃されるなどの緩和措置が予定されていますので、こうした情報が事業者に行き届く

よう周知を行っていきます。

- ・一方、雇用調整助成金の特例措置は今後縮減の傾向にあることを踏まえ、従業員の雇用維持に苦慮している事業者と労働力不足となっている事業者とで雇用シェアを行う「在籍型出向制度」を県内で広く普及・浸透させるため、全国初のシンポジウムを8月30日に津市内で開催します。シンポジウムは労働局等と連携して開催し、雇用シェアに関する相談会や、在籍型出向を行った事業所に支給される「産業雇用安定助成金」について、改めて周知を図ります。

(3) 更なる感染防止対策に取り組む事業者への支援

- ・顧客や従業員の感染防止に向けて対策を行っている事業者が、さらに有効な対策を行うための、CO₂センサー等の購入経費について支援する感染防止対策強化推進補助金について、第2期分の申請受付を8月6日から開始します。
- ・感染防止対策と経営向上の両立に向けた助言を行うアドバイザー派遣について、5月31日から募集を受け付けるとともに、感染が発生した事業者におけるPCR検査費用の補助について、6月21日から募集を開始しています。
- ・安全・安心な観光地づくりを推進するため、宿泊事業者が感染防止対策や前向きな投資に要する経費に対して支援を行っています。7月12日から受付を開始し、8月4日時点で61件の申請を受け付けています。
- ・Go To Eatの第2期食事券については、7月8日から8月7日までの期間で販売していますが、予定どおり8月7日をもって販売を終了します。

(4) 中小企業・小規模事業者の事業継続・業態転換への支援

- ・中小企業・小規模企業がアフターコロナを見据えて、生産性向上や業態転換を図るための取組に対する補助金支援について、第3回目の募集を8月下旬から開始します。
- ・ウイズコロナ時代に対応したビジネスモデルを提示し、中小企業・小規模事業者における事業再構築を促進します。

(5) 経済活動の回復に向けた支援等

- ・県内企業のDXを推進するために新たに設置した「デジタルものづくり推進拠点」において、データに基づく思考方法を身につけるDX寺子屋塾を開講し、デジタル技術を最大限に活用した生産性向上や競争力強化を図っていきます。また、新たに「中小企業支援『新たな日常』対応補助金」を創設し、社会構造の変化等に的確に対応し、DX推進を通じた新たな事業展開や価値創出に挑戦し、収益性の向上・競争力を強化しようとする取組を支援していきます。
- ・「みえの食」の販路を拡大するため、県が運営する通販ポータルサイト「三重のお宝マーケット」の機能強化を図るとともに、同サイトを活用した送料支援キャンペーン（8月9日～9月23日）、プレゼントキャンペーン（9月予定）等を実施します。
- ・「みえ得トラベルクーポン」については、旅行者及び事業者に対し、改めて感染防

止策の徹底を周知するとともに、県内の感染症の状況に応じて適切に事業を実施することで、観光関連事業者の支援につなげます。

- テレワークの導入を検討している県内の中小企業等を対象として、6月1日から専門的な知識を有するアドバイザーによる無料の相談窓口を開設しました。また6月17日からテレワークアドバイザーを派遣する企業の募集をしています。